

規制目的二分論と経済的自由権

淡路智典*

Purpose of Regulations on Judicial Review
and Economic Freedom

AWAJI Tomonori

1 問題の所在

本論文では規制目的二分論という経済的自由権の規制立法に対する違憲審査基準に関して、判例・学説の両面から検討し、その妥当性と是非について論じる。その際に、主に小売市場判決(最大判昭47・11・22刑集26巻9号586頁)、薬事法判決(最大判昭50年4月30日民集29巻4号572頁)を参照とする。また規制目的二分論が学説において、どのように受け入れられ、または反発を受けたかを確認する。これらの検討を通じて、判例及び学説上の議論の蓄積もある経済的自由権において、どのような役割を果たしていたかを明らかにする。

そもそも規制目的二分論のロジックには説得力はあるのか、規制目的二分論に適合する事例、反する事例はどの程度あるのか、学説の位置付けとしては、どのようなものか、またそのような解釈が、どの程度受け入れられているのか、有力説に留まるのか、既に通説の立場を獲得したといえるのか、これらが問題の所在である。

* 東北文化学園大学総合政策学部講師

2 判決の流れ

規制目的二分論とは、小売市場判決と薬事法判決で確立したといわれている経済的自由権に関する違憲審査基準である。この議論がいかんして出てきたのか確認してみる。

まず憲法は経済的自由権の一つとして、明文で職業選択の自由¹⁾を保障している。また判例は、職業を単なる経済的自由とは異なるものであり、「各人が自己のもつ個性を全うすべき場として、個人の人格的価値とも不可分の関係を有するもの」としている。これらのことから、経済的自由のひとつである職業選択の自由に対する政策的制約は可能ではあるが、その合憲性の判断は、制約の目的・趣旨に照らして慎重な判断が要請される。

それでは、これまでの職業選択の自由に関する判例の大きな流れを見ていく。

(1) 抽象的な公共の福祉による制限

第二次大戦後の混乱期における職業安定法事件判決(最大判25年6月21日)が職業選択の自由に関する判決の嚆矢といわれている。この判決では、民間による有料職業紹介を禁止する法規定を「公の福祉」という理由で合憲と判断した。この時点では、職業選択の自由を具体的な領域に分けたり、公の福祉の内実を具体化することなく、単に抽象的な公共の福祉を理由に国民の経済的自由に対して制限をかけることを正当化した。

(2) 規制目的二分論

そのような状況に対して、学説の多くも否定的・批判的であったため、抽象的な正当化で終えていた時代は長く続かず、規制目的に応じて審査密度を変えているように見える判決が言い渡されるようになる。それが小売市場の開設距離制限を是非が問題となった小売市場事件判決(最大判昭47・11・22刑集26巻9号586頁)と薬局開設にあたり距離制限を設けていた薬事法距離制限事件判決(最大判昭50年4月30日民集29巻4号572頁)である。最高裁は小売市場事件判決では、国会の立法裁量を尊重し、立ち入った目的・手段

1) 憲法22条1項 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

審査を行わず合憲と判断した。その一方で薬事法距離制限事件判決では立ち入った目的・手段審査を行い、違憲と判断した。この状況を説明するために、職業選択の自由は規制目的に応じて、憲法違反かどうかの判断基準が変わるという規制目的二分論という学説が提唱される。規制目的二分論では、内在的制約²⁾と政策的制約³⁾とを分けて考え、前者を消極目的規制として厳しく憲法違反かどうかを判断し(厳格な合理性の基準⁴⁾)、後者を積極目的規制として前者に比して緩やかに憲法違反かどうかを判断するとした(明白性の原則⁵⁾)。

しかし、規制目的二分論に対する批判も根強かった。主な批判としては①具体的事例での消極目的と積極目的の区別の困難性と②積極目的の場合、なぜ緩やかな審査基準で足りるのかの十分な説明が存在しないというものであった。

また最高裁の判例上でも公衆浴場開設の距離制限に関して、積極目的とするもの、消極目的とするもの、複合的なものとするものと判断が分かれている。環境保護を目的とする規制も単純な二分論にはなじまないとされ、規制の目的や手段に応じた目的・手段審査の必要性が説かれている。

それでは判例として維持されている部分はどこなのだろうか。それについて見ていく。小売商業調整特別措置法判決(最大判昭47・11・22刑集26巻9号586頁)と薬事法判決(最大判昭50年4月30日民集29巻4号572頁)以降の目的二分論⁶⁾がかかわる経済的自由権に関する判決を以下に挙げる。

2) 権利や自由には内在する制約のことを内在的制約という。個人が権利や自由を持つ社会では他者も同様に権利や自由を有する。そのような状況においては、個人は全くの障害なしに権利主張はできず、他者の権利や自由を侵害しない範囲でのみ権利や自由を主張できる。憲法上の権利は国家からの制約は受けないが、このように権利に内在する限界は存在するので、その範囲では制約を受けるとのこと。

3) 権利や自由の中には、その社会的影響力の大きさから、政策的な配慮の下で国会の制定する法律等による統制を受けるべきものがあるということ。

4) 薬事法違憲判決において以下のように規定された。「合憲性を肯定しうるためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要し、また、それが社会政策ないしは経済政策上の積極的な目的のための措置ではなく、自由な職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止するための消極的、警察的措置である場合には、許可制に比べて職業の自由に対するよりゆるやかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によっては右の目的を十分に達成することができないと認められることを要するもの、というべきである。」

5) 法律が憲法に違反していることが明白な場合のみ、違憲無効とする考え方である。

6) 規制目的二分論に関しては前田徹生の一連の業績[1992][2008][2012]を参照せよ

- ①森林法違憲判決(最大判昭62年4月22日民集41巻3号408頁)
- ②公衆浴場距離制限第二小法廷判決(最判平元年1月20日刑集43巻1号1頁)
- ③公衆浴場距離制限第三小法廷判決(最判平元年3月7日判時1308号111頁)
- ④西陣ネクタイ訴訟判決(最判平2年2月6日訟務月報36巻12号2242頁)
- ⑤酒類販売免許制合憲判決(最三判平4年12月15日民集46巻9号2829頁)
- ⑥たばこ小売販売業の距離制限合憲判決(最判平5年6月25日判時1475号59頁)
- ⑦特定石油製品輸入暫定措置法合憲判決(最判平8年3月28日訟務月報43巻4号1207頁)
- ⑧司法書士法違反事件(最判平12年2月8日刑集54巻2号1頁)等がある。

これらの中で小売判決を先例として引用しているのが上記②④⑥⑦の判決である。これに対して、薬事法判決を先例として引用しているのが①⑤⑧の判決である。また、③は、両判決のいずれにも触れることなく公衆浴場の適正配置規制にかかわる大法廷判決(最大判昭30年1月26日刑集9巻1号89頁)をはじめとする類似の先例を引用して合憲の判断を下している。上述のように、経済的自由権が制約される場合、小売判決を先例として引用するものもあれば、薬事法判決を先例として引用するものもある。それゆえ、どの判決が先例とされるべきかは、事案の性質を慎重に検討したうえでなければ決まらない。

3 学説の状況

上記の諸判決によって規制目的二分論は明確され、確固たるものになったといえるだろうか。小売市場判決と薬事法判決後から多様な議論がなされ、その後の判決とともに有力な学説となっていったが、近年疑問にさらされているといえる。上記の判決も一見すると、規制目的に応じて事例が二分されているようにみえるが、①森林法判決や⑤酒販免許判決のように、学説上二分論で説明することが困難な事例、混乱ともいえるほど不統一な理解の下に置かれている判決がある。これらの判決を分析の中から、最高裁判所は規制目的二分論を採用していないとする議論がでてきた。

佐藤幸治は「消極規制の場合は『厳格な合理性の基準』、積極規制の場合は『明白性の原則』といった捉え方はややミスリーディングなところがあり、内在的制約に関する審査のあり方を基本として、政策的制約については、一般に穏やかな審査で臨むというように解するのが適切ではないかと思われる。」
 「審査にあたっては、上の規制目的のほか、規制によって達成しようとする権利・利益の種類・内容は何か、職業の『選択』に関する規制か『遂行』に関する規制か、どのような規制方法か、等々にも着目して総合的に判断しなければならない」と記載し、目的の方向性のみにて機械的に審査基準を分けるのに否定的である⁷⁾。

教科書の記述においても、職業選択の自由に関する規制に関して、規制目的二分論は学説上の批判も多く、その後の最高裁判例も説明しえないとの評価もされている⁸⁾。

他にも目的二分論に対する主な批判の代表的なものをいくつか挙げる。

- ①「そもそも薬事法判決が職業の自由あるいは経済的自由に対する規制措置一般について「規制目的二分論」によりその合・違憲を判断すべき旨を説いたものといえるかどうかは疑問の余地があった」と述べている（野坂泰司『憲法基本判例を読み直す』（有斐閣，2011）225頁，246頁）。
- ②「目的二分論」は、「森林法判決で最高裁自身が否定した判例理解であって、もはや採るべきでない」（石川健治・憲法判例百選Ⅰ（第5版）（有斐閣，2007）207頁）。
- ③目的二分論と明確に決別した判例理解を展開する憲法教科書として（安西・巻・穴戸『憲法学読本』（有斐閣，2011）【巻美矢紀「第9章Ⅱ職業選択の自由」】174～177頁）
- ④憲法の代表的教科書である『憲法Ⅰ』では、小売・薬事法の両判決により「目的二分論」を確立したものではないと断言している（野中・中村・高橋・高見『憲法Ⅰ（第5版）』（有斐閣，2012）477頁）。
- ⑤学説状況一般につき、「現在の学説状況においては、経済的自由に関する種々多様な規制について、規制目的だけでなく、「規制の態様」や「規制の対

7) 佐藤幸治『日本国憲法論』303頁

8) 渡辺康之他『憲法Ⅰ 基本権』332～336頁

象」の検討も重要であり、多種多様な経済活動に対する規制を無理やり目的二分論に基づいて分類することは不適切であり、このような考え方が薬事法判決の趣旨にも合致している、という考え方が一般に支持されるようになってきている。」(山元一・「酒類販売免許制違憲訴訟」LS 憲法研究会編『プロセス演習憲法』(第4版)(信山社, 2011) 280頁)

⑥同様の理解を示すものとして、市川正人『ケースメソッド憲法(第二版)』(2009, 日本評論社) 180頁などが挙げられる。

上記のように有力な憲法学者が次々と規制目的二分論に対して疑問を呈しており、新しい解釈を試みている。現在、規制目的二分論は依然として教科書等では違憲審査基準論の一環として触れられることが多いが、憲法学説としてはもはや通説の位置を失っているのは明らかである。

4 規制の目的と達成手段に対する審査(比例原則)

規制目的二分論が通説の位置を失ったとするならば、経済的自由権に対する違憲審査基準をどう整理しなおすべきであろうか。

職業選択の自由を規制する場合、当該規制は必要かつ合理的でなければならないとされていた。(薬事法距離制限違憲判決等)

「必要かつ合理的」とは、①目的は正当なものか、②手段は目的を達成するために必要なものか、③目的と手段は釣り合っているのか、という三つの観点を満たしていれば必要かつ合理的とされる。この議論は比例原則⁹⁾の現れとして解釈できる。比例原則¹⁰⁾は一般的に3つの部分原則から構成されるといわれている。①適合性(その措置により目的は達成されるか)¹¹⁾②必要

9) 比例原則はプロイセン警察法由来の概念であり、もともと「雀を打つのに大砲を使うなかれ」という過剰侵害を戒める行政法上の原則であったが、基本法下において国家行為による基本権侵害の有無を判断する違憲審査基準として連邦憲法裁判所によって採用され、憲法上の原則となった[小山 2004: 83ff; シュテルン 1994; 宍戸 2005: 213ff; 須藤 2010: 5ff.]

10) 詳しくは[柴田2010]などを参照。

11) ①適合性審査

当該の国家行為が、規制目的の達成に適合している否かを審査する。すなわち「措置は、それを用いることによって望まれた結果に近づくのであれば、適合的である。措置が非適合的であるのは、その措置が意図された目的の達成を阻害するか、目的に対して何の作用も展開しない場合である」[シュテルン 1994: 167].

性(目的を達成するためにその措置は必要不可欠か、他のより制限的ではない措置では不可能か)¹²⁾③狭義の比例制(その措置により得られる利益は、その措置により失われる利益を上回っているか)¹³⁾の3つである。これらの観点から当該措置を検証する。薬事法距離制限違憲判決での議論は、比例原則の議論と重なるものであり、具体化として理解することができる。そして、この議論は従来の規制目的二分論とは異なり、消極目的であれ、積極目的であれ、対応することができる。

例えば、従来は積極目的規制としてほとんど違憲審査基準として機能していなかった弱者保護と参入規制の分野においても、過度に経済的自由権を侵害する法律に対するフィルタリングの機能を果たす。

例えば「目的」は「弱者の保護」、「手段」は「許可制度というかたちでの参入規制」の場合どうなるか。従来の規制目的二分論では、積極目的規制に分類されるので、憲法違反が明白な場合にのみ違憲とされる明白性の基準により、ほとんど審査されることなく合憲とされる。それに対し、比例原則での審査ならばどうなるのか。弱者保護という目的はおそらく正当なものみなされるだろう。しかし、規制目的二分論と違い、目的審査のみでは終わらず、その目的を達成するための手段は必要かつ合理的なものかという手段審査に移る。必要かどうか、すなわち参入規制以外の方法で目的を達成できないかを審査する。そして合理的かどうか、すなわち規制によって得られる利益と失われる利益は均衡しているかを審査する。規制目的が正当であったとしても、手段が不当であった場合に違憲無効なものとして止めることができる。

12) ②必要性審査

当該の国家行為が、規制目的の達成のために必要不可欠か否かを審査する。すなわち、「立法者が、等しく実効的であるが、基本権を制限しないか、制限の程度が明らかに少ない他の手段を選択できなかった」場合にのみ当該措置が必要と認められる [シュテルン 1994:170]。

13) ③狭義の比例性審査

当該の国家行為によって得られる利益が、当該の国家行為によってもたらされる損害に優越しているかどうかを審査する。すなわち、「手段は追求される目的との比例を失ってはならない」、「手段は追求される目的と適切な比例関係になければならない」という要請である [シュテルン 1994:172]。

5 許可制¹⁴⁾の規制の強度

従来の規制目的二分論は、目的の認定により判断基準が決まる考え方であった。それゆえ、規制の手段の強度はあまり考慮されることがなかった。例えば按摩師鍼師灸師法における新規事業者に対する教育施設の開業規制は、薬事法距離制限事件判決や小売市場判決等の距離制限の事例に比べると、非常に参入規制の強度が高い。薬事法距離制限事件判決や小売市場判決の事例では、距離を離せば事業を行うこと自体は可能であった。それに対して、この事例ではどういう条件を満たせば、事業を行うことができるか不明確であり、悪くいえば事実上不可能な状態に置かれている。それゆえ、単純な規制目的二分論で対処すると規制の厳しさに見合っていない基準で審査されることになる。では比例原則で具体的な当てはめをした場合、どうなるのか。

①適合性について：法制定当初と立法事実が変わったので、そもそも適合性がない。半世紀以上前の特殊事情に応じて作られた規定なので、現在の状

14) 許可制に関しては、ドイツの議論も参考になる。日本の薬事法判決の調査官解説ではドイツの薬局に対する許可制の判決も参考にしていただくとみられる。ドイツの薬局判決で問題となったのは、新たに薬局を開業する場合に州の許可を得なくてはならないとするバイエルン州の薬局法の規定が、薬局を開業したい事業者の職業の自由を侵害しているのではないか、ということであった。結論としては、連邦憲法裁判所は、薬局法の当該規定を違憲無効とした。薬局判決で連邦憲法裁判所は、職業の自由に対する制限を穏やかなものから厳しいものへ①職業遂行の規制、②主観的許可条件、③客観的許可条件という三つの段階に分けて、それぞれの段階で必要な正当化の程度が異なる、すなわち裁判所による審査の強度が異なるとした。この段階説は、二つの部分に分けられる。一つは、必要性審査にかかわるものである。つまり、国家によって行われた措置がより負担の少ない段階で当該措置の目的が達成できる場合は、必要性審査によって無効とされる。具体的には、職業遂行の規制や主観的許可条件を課せば目的を達成できるにもかかわらず、客観的許可条件を課す場合は、当該の規制は必要ではないと評価されるのである。逆に言うならば、比例原則・段階説はより穏やかな段階の規制で違憲審査基準としての比例原則と統制密度は、目的を達成することができなときに初めてより厳しい段階の規制に進むことを認める。もう一つは、狭義の比例性に関わる部分である。そこでは、職業行使の自由に対する正当化は「合目的」であればよく、主観的許可条件の正当化はその条件を満たさなければ職業の行使が「不可能または現実的ではない」ことや、公共にとって危険や害悪をもたらすことが要求され、客観的條件の正当化は「発生することがほぼ確実な危険を防止」するために「極めて重要な公共の利益」が必要とされている [ピエロート/シュリンク 2005: 305f]。

この判決では、連邦憲法裁判所は、当該規制は最も厳格な客観的許可条件であるとした。当該の薬局法の規定は、バイエルン州政府・議会の「薬局の開業を許可制にしないと薬局が乱立してしまい過当競争が起り、不良医薬品が売買されることになり住民の健康に悪影響が及ぼされる」という予測に基づいていた。そのような予測に対して、連邦憲法裁判所は、独自に専門家やすでに薬局開設に際して許可制をとっていないスイスの当事者などの意見を聴取し、州当局の予測を根拠がないとした。詳しくは淡路[2011]参照。

況と乖離しており、そもそも視覚障害者の経済的基盤の保障という目的に役立っていない。

法距離制限判決でも、目的を達成するためにより制限的ではない規制手段がある場合はそちらを使えと判示されている。地域別に総人数を規制するなど、より制限的ではない規制手段は無数に存在する。

社会政策目的の規制だから、小売市場判決が先例となるかもしれないが、学説における単純な二分論に対する否定的な評価、判例上の目的認定に関するズレ、上述の本案の規制の強度を鑑みると、小売市場判決は先例たりえない。立法目的と規制される権利の性質によって、比例原則の適用の厳格度が変わるという理解すべきであり、このような事例では厳格に適用されるべきである。

6 許可制における小売市場判決の先例性について

小売市場判決に専ら依拠し、憲法適合性を判断する際に、立法府がその裁量権を逸脱し、当該法的規制措置が著しく不合理であることが明白であることが明白である場合に限り、これを違憲と解すべきであるという考えもあるが、小売市場判決は許可制の直接的な先例たりえない。

そもそも小売市場判決も「国は、積極的に、国民経済の健全な発達と国民生活の安定を期し、もって社会全体の均衡のとれた調和的發展をはかるために、立法により、個人の経済活動に対し、一定の規制措置を講ずることも、それが右目的達成のために必要かつ合理的範囲にとどまる限り許される」と論じており、規制の必要性・合理性を問う必要がないとは述べていない。小売市場判決の場合は、その上で具体的措置は「立法府の政策的技術的に裁量に委ねるほかはなく」、裁判所としてはこの「裁量の判断を尊重するのを建前とし」、ただ、その措置が「著しく不合理であることが明白である場合に限って」違憲となすべきとした。これは政策目的規制の場合は、全て明白性審査で行うべきと理解すべきではない。立法府の判断を尊重するのは、裁判所が、具体的措置に関して判断する能力や材料がない場合に限られる。

許可制の場合、具体的措置が必要なものであったか合理的範囲に留まるもの

であったかに関して、裁判所は判断すべき能力も材料もある場合がある。例えば規制は既に半世紀近く行われており、十分にその必要性や合理性を検証できる。法規制には立法目的があり、それが有効に機能していないのであれば、見直すことが当たり前であり、特にその法規制が他者の権利制約になっている場合は、裁判所は積極的に介入すべきである。立法目的は正当であることを示すための統計資料等があるならば、法規制が正当性を持つことを示すのか、むしろこれまでの経過にもかかわらず状況を改善できなかったことを示すものなのかを判断する材料となる。統計資料や海外の事例から得られる示唆は、参入規制等の許可制が本当に必要な規制なのか既得権益者の経済的基盤を保護するためのものなのかを明らかにする。場合によっては当該の規制が必要でもなければ合理的でもなかったことが明らかになることもある。

7 職業選択の自由に対する許可制の先例としての薬局距離制限判決について

また薬局距離制限判決において、最高裁は職業に対する規制に対して、その多様性のために合憲性は一律に論ずることはできず、その合憲性は具体的に「規制の目的、必要性、内容、これによって制限される職業の自由の性質、内容及び制限の程度を検討し、これらを比較検討したうえで慎重に決定されなければならない」としている。そうした検討と考量は「第一次的には立法府の権限と責務であり、裁判所としては、規制の目的が公共の福祉に合致するものと認められる以上、そのための規制措置の具体的内容及びその必要性和合理性については、立法府の判断が合理的裁量の範囲にとどまる限り、立法政策上の問題としてその判断を尊重すべきものである」が、「右の合理的裁量の範囲については、事の性質上おのずから広狭がありうるのであって、裁判所は、具体的な規制の目的、対象、方法等の性質と内容に照らして、これを決すべき」としている。また許可制について、「一律の基準で論じたい」が、一般に許可制は、「狭義における職業の選択の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定しうるためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置

であることを要]するとした。規制目的に関する言及はあくまで上記の議論の後で追加して述べられているにすぎない。

許可制に対する違憲審査基準として、目的の正当性・手段の必要性・手段の合理性を要求することは比例原則から考えた場合、当然の帰結である。許可制においては、規制目的二分論にとらわれることなく、事案の性質を判断し、目的と手段の関係性を問う必要がある。

8 結びに代えて

ここまで許可制における規制目的二分論の成否とそれに代わる比例原則での審査の可能性を見てきた。許可制において、規制目的を積極目的、消極目的に分け、それにより機会的に審査基準を割り振るよりも、比例原則による統制の方がより事案に即した基準であることは理解を得られるに違いない。

しかし、比例原則による統制もスライディングスケールにすぎないとの批判を受けることもある。裁判所が適用可能な水準の解明、具体化は端緒に終わったばかりである。許可制以外での比例原則の位置付けなどについては、他日に期したい。

とする国側主張は許されず、例えそれが内部的なものであったとしても基準は明確化されなければならなかった。

参考文献

- 芦部信善 [2015] 『憲法 第6版』(岩波書店)
- 青井美帆 [2010] 「三段階審査・審査の基準・審査基準論」ジュリスト1400号68頁
- 淡路智典 [2011] 「憲法上の比例原則の構造と段階説」社会学論集17号118頁
- 安西・巻・穴戸 [2011] 『憲法学読本』(有斐閣)
- 穴戸常寿 [2005] 『憲法裁判権の動態』(弘文堂)
- 須藤陽子 [2010] 『比例原則の現代的意義と機能』(法律文化社)
- 石川健治 [2005] 「法制度の本質と比例原則の適用」LS 憲法研究会編『プロセス演習憲法(第2版)』
- [2002] 「憲法解釈学における『論議の蓄積志向』」法律時報74号7号
- [2013] 憲法判例百選I(第6版)(有斐閣)205頁
- 市川正人 [2009] 『ケースメソッド憲法(第二版)』(日本評論社)
- [2011] 「最近の『三段階審査論』をめぐって」法律時報83(5)6-11頁
- 君塚正臣 [2009] 「二重の基準論とは異質な憲法訴訟理論は成立するのか」横浜国際経済法学18巻1号
- 駒村圭吾 [2008] 「憲法的論証における厳格審査」法学教室338号40頁
- 小山剛 [2016] 『憲法上の権利の作法 第3版』(尚学社)
- 阪口正二郎 [2010] 「憲法上の権利と利益衡量——切り札としての権利とシールドとしての権利——」一橋法学9巻3号
- 佐藤幸治 [2011] 『日本国憲法論』(成文堂)
- 柴田憲司 [2010] 「憲法上の比例原則について(1～2・完)」法学新報116巻9・10号183頁、116巻11・12号185頁
- 高橋和之 [2009] 「違憲審査方法に関する学説・判例の動向」法曹時報61巻12号3609頁
- [2010] 「『通常審査』の意味と構造」法律時報
- 野坂泰司 [2011] 『憲法基本判例を読み直す』(有斐閣)
- 前田徹生 [1992] 「森林法違憲判決の法理とその意義」桃山学院大学経済経営論集179-220頁
- [2008] 「最高裁判所の小売型判決の検証—経済的自由規制立法の違憲審査基準と最高裁判所—」桃山法学 第12号1-51頁
- [2012] 「最高裁判所薬事法型判決の検証—違憲審査基準論? 三段階審査」桃山法学 第20-21号425-472頁
- 松本和彦 [2001] 『基本権保障の法理』(大阪大学出版会)
- [2010] 「三段階審査論の行方」法律時報1034号
- 三宅雄彦 [2011] 「論証作法としての三段階審査」法学セミナー674号
- 渡辺康行他 [2016] 『憲法I 基本権』(日本評論社)
- ドイツ憲法判例研究会編 [2003] 『ドイツの憲法判例(第2版)』(信山社)
- LS 憲法研究会編 [2011] 『プロセス演習憲法』(第4版)(信山社)
- シュテルン, クラウス(井上典之他編訳) [2009] 『ドイツ憲法II』(信山社)
- ピエロート/シュリンク(永田秀樹他訳) [2001] 『現代ドイツ基本権』(法律文化社)
- ヘッセ, コンラート(初宿正典・赤坂幸一訳) [2006] 『ドイツ憲法の基本的特質』成文堂。